



# 島根県報

平成21年3月17日（火）

第2,068号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	( 〃 )	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( 〃 )	2
換地処分	(農 村 整 備 課)	3
保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	4
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	( 〃 )	5
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	( 〃 )	6
廃川敷地等の発生	(河 川 課)	7
島根県収入証紙条例施行規則第4条第2項の規定による有価証券	(審 査 課)	8

### 【公 告】

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	(雇 用 政 策 課)	8
平成20年度後期技能検定の合格者	( 〃 )	9

### 【特定調達公告】

島根県立情報科学高等学校マルチメディアシステムの購入に係る随意契約の相手方	(教 育 施 設 課)	12
---------------------------------------	-------------	----

### 【人委告示】

平成21年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験の実施		13
------------------------------	--	----

### 【正 誤】

平成20年5月13日付け島根県報第1,982号中	(森 林 整 備 課)	15
--------------------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第173号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した次の指定医療機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成21年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
嘉戸医院	松江市古志原町413-3	平成20年4月30日
小笹医院	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の3-14	平成20年8月1日

**島根県告示第174号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 ふる里	出雲市野尻町307番地3	認知症対応型 通所介護	デイサービスセンター 野尻の家	出雲市野尻町307番地3	平成21年2月19日
株式会社 ふる里	出雲市野尻町307番地3	介護予防認知 症対応型通所 介護	デイサービスセンター 野尻の家	出雲市野尻町307番地3	平成21年2月19日
有限会社 とまと薬局	浜田市長沢町550-16	居宅療養管理 指導	とまと薬局 長沢 店	浜田市長沢町550-16	平成20年12月1日
有限会社 とまと薬局	浜田市長沢町550-16	介護予防居宅 療養管理指導	とまと薬局 長沢 店	浜田市長沢町550-16	平成20年12月1日

**島根県告示第175号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人 飯塚医	簸川郡斐川町大字	居宅療養管理指導	医療法人 飯塚医	簸川郡斐川町大字	平成20年3月31日

院	三分市995		院 出東分院	三分市995	
医療法人 飯塚医 院	簸川郡斐川町大字 三分市995	訪問看護	医療法人 飯塚医 院 出東分院	簸川郡斐川町大字 三分市995	平成20年 3月31日
医療法人 飯塚医 院	簸川郡斐川町大字 三分市995	訪問リハビリテ ーション	医療法人 飯塚医 院 出東分院	簸川郡斐川町大字 三分市995	平成20年 3月31日
医療法人 飯塚医 院	簸川郡斐川町大字 三分市995	介護予防居宅療養 管理指導	医療法人 飯塚医 院 出東分院	簸川郡斐川町大字 三分市995	平成20年 3月31日
医療法人 飯塚医 院	簸川郡斐川町大字 三分市995	介護予防訪問看護	医療法人 飯塚医 院 出東分院	簸川郡斐川町大字 三分市995	平成20年 3月31日
医療法人 飯塚医 院	簸川郡斐川町大字 三分市995	介護予防訪問リハ ビリテーション	医療法人 飯塚医 院 出東分院	簸川郡斐川町大字 三分市995	平成20年 3月31日
木島 輝三	松江市末次本町39	居宅療養管理指導	木島医院	松江市末次本町39	平成21年 1月31日
木島 輝三	松江市末次本町39	訪問看護	木島医院	松江市末次本町39	平成21年 1月31日
木島 輝三	松江市末次本町39	訪問リハビリテ ーション	木島医院	松江市末次本町39	平成21年 1月31日
木島 輝三	松江市末次本町39	介護予防居宅療養 管理指導	木島医院	松江市末次本町39	平成21年 1月31日
木島 輝三	松江市末次本町39	介護予防訪問看護	木島医院	松江市末次本町39	平成21年 1月31日
木島 輝三	松江市末次本町39	介護予防訪問リハ ビリテーション	木島医院	松江市末次本町39	平成21年 1月31日
原 敬親	江津市敬川町1256 番地 1	居宅療養管理指導	原医院	江津市敬川町1256 番地 1	平成21年 1月31日
原 敬親	江津市敬川町1256 番地 1	訪問看護	原医院	江津市敬川町1256 番地 1	平成21年 1月31日
原 敬親	江津市敬川町1256 番地 1	介護予防居宅療養 管理指導	原医院	江津市敬川町1256 番地 1	平成21年 1月31日
原 敬親	江津市敬川町1256 番地 1	介護予防訪問看護	原医院	江津市敬川町1256 番地 1	平成21年 1月31日

## 島根県告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年3月6日付けで県営土地改良事業に係る益美2期（匹見）地区道谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第177号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市多伎町多岐1595・1596-1・1596-5・多伎町口田儀2162-22（以上の4筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて供覧に供する。）

**島根県告示第178号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

大田市五十猛町1776-7 海塚敬則

” 2166 辻 裕行

” 1810-37 和田 等

## (2) 加入区

五十猛加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

## (2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

**島根県告示第179号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成21年3月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートライアル出雲店・デパートパラオ 出雲市今市町259番地1

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

出雲商業開発株式会社 代表取締役 三吉 庸善 出雲市今市町259番地1

協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 伊藤 重夫 出雲市今市町259番地1

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) デパートパラオ

(変更後) メガセンタートライアル出雲店・デパートパラオ

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

### (4) 変更の年月日

平成21年4月1日

## 2 届出年月日

平成21年3月6日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課 (出雲市今市町70番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第180号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成21年3月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートライアル出雲店・デパートパラオ 出雲市今市町259番地1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

出雲商業開発株式会社 代表取締役 三吉 庸善 出雲市今市町259番地1

協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 伊藤 重夫 出雲市今市町259番地1

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前9時00分 (閉店時刻) 午後11時00分

(変更後) 24時間

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時00分から翌午前0時15分まで

(変更後) 24時間

## ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時00分から午後9時00分まで

(変更後) 24時間

## (4) 変更の年月日

平成21年4月1日

## 2 届出年月日

平成21年3月6日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課 (出雲市今市町70番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第181号

平成21年島根県告示第86号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧

に供する。

平成21年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや上の木店 松江市上乃木三丁目14番20号

2 意見の概要

(1) 意見

小売業を行う者の変更届に伴い、周辺住民の生活環境並びに景観に対し特に次の点について配慮願いたい。

ア 1,000平方メートルの建築物にあっては、10平方メートルを超える床面積の増築は景観法第16条第1項第1号の届出対象行為に該当するので、着手の30日前までに届出を行うこと。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。

なお、早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に配慮し、苦情等があった場合は、事業者の責任において速やかに対処すること。

(2) 理由

周辺の生活環境並びに景観に悪影響を与えないようにするため

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（松江市末次町86番地）

---

**島根県告示第182号**

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県県央県土整備事務所大田事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

二級河川静間川水系銀山川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成21年 3月17日

3 廃川敷地等の位置

- (1) 大田市久利町松代字下河原18番 3
- (2) 大田市久利町松代字下河原16番 3
- (3) 大田市久利町松代字下河原16番 3 地先
- (4) 大田市久利町松代字下河原17番
- (5) 大田市久利町松代字下河原17番地先
- (6) 大田市久利町松代字下河原 2 番 2
- (7) 大田市久利町松代字下河原 2 番 2 地先
- (8) 大田市久利町松代字下河原 4 番 1 地先
- (9) 大田市久利町松代字下河原 1 番 2 地先
- (10) 大田市久利町久利字下市611番 6 地先
- (11) 大田市久利町久利字下市611番 4

- (12) 大田市久利町久利字下市611番8地先
- (13) 大田市久利町久利字下市611番2地先
- (14) 大田市久利町久利字下市611番5

#### 4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 4.09平方メートル
- (2) 土地 67.88平方メートル
- (3) 土地 7.28平方メートル
- (4) 土地 99.13平方メートル
- (5) 土地 22.76平方メートル
- (6) 土地 275.11平方メートル
- (7) 土地 124.27平方メートル
- (8) 土地 1429.28平方メートル
- (9) 土地 76.42平方メートル
- (10) 土地 2712.29平方メートル
- (11) 土地 112.42平方メートル
- (12) 土地 4.88平方メートル
- (13) 土地 9.91平方メートル
- (14) 土地 35.01平方メートル

#### 島根県告示第183号

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）第4条第2項の有価証券を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書及び定額小為替証書

## 公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成21年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成21年3月26日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院



## 2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

平成20年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成21年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 特級技能検定

## 金属熱処理

B0003 B0004 B0005

## 機械加工

B0002 C0001

## 機械保全

A甲0003 B0002 B0003

## 建設機械整備

A甲0001

## 1級技能検定

## さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014  
B0001

## 機械保全（機械系保全作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0009 A甲0010 A甲0013 A甲0019 A甲0024 A甲0027 A甲0030  
A甲0031 A甲0033 A甲0035 A甲0036 A甲0039 A甲0040 A甲0042 A甲0046 A甲0051 A甲0052  
A甲0053 A甲0059 B0001 B0004 B0006 B0007 B0010 B0012 B0013 B0016 B0018 B0020  
B0021 B0022 C0001 C0002 C0004 C0006 C0007 C0008 C0010 C0011

## 機械保全（電気系保全作業）

B0001

## 電気機器組立て（シーケンス制御作業）

C0001

## 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0006 A甲0007 A甲0009 A甲0010 B0001 B0002

## 油圧装置調整（油圧装置調整作業）

B0001

## 農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 B0001

## 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 C0001

## 菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0001

## 建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 C0002 C0003 C0005  
C0006

## 配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0013  
A甲0015 A甲0023 A甲0025 A甲0026 B0001 B0002 B0005 B0006 C0005 C0006

## 型枠施工（型枠工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008

## 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0001 A甲0004 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0011 A甲0012 A甲0013 B0001 B0002 C0002  
C0003

## コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0001 C0001

## 防水施工（アスファルト防水工事作業）

A甲0001

## 防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

C0001

## 防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

C0001 C0002 C0003 C0004

## 防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

D0001

## ガラス施工（ガラス工事作業）

A甲0003

## 機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0002 A甲0003 B0001 C0001

## 金属材料試験（組織試験作業）

A甲0001 C0001 C0002 C0003

## 塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 B0003 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0006 D0001  
D0002 D0003

## 金属溶解（鋳鋼誘導炉溶解作業）

A甲0001 A甲0005 A甲0009 A甲0011 B0001 B0002 B0003

## 義肢・装具製作（義肢製作作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0006

## 義肢・装具製作（装具製作作業）

A甲0001 A甲0005

## 内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

D0001

## 2級技能検定

## さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A甲0001

## 機械検査（機械検査作業）

A甲0001 A甲0006 C0002 C0004 C0005 C0006

## 機械保全（機械系保全作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0013 A甲0016 A甲0024 A甲0025 A甲0027 A甲0029 A甲0030

A甲0034 A甲0041 A甲0042 A甲0046 A甲0047 A甲0050 A甲0053 A甲0054 A甲0055 A甲0056  
A甲0058 A甲0060 A甲0061 A甲0064 A甲0070 A甲0072 A甲0074 B0003 B0005 B0007 B0008  
B0011 B0015 B0017 B0019 C0001 C0002 C0006

## 機械保全（電気系保全作業）

A甲0002 A甲0004 B0001 C0002

## 機械保全（設備診断作業）

A甲0001

## 電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 C0001

## 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007

## 油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 B0001 B0002

## 縫製機械整備（縫製機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003

## 農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0007 A甲0008

## 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0001 A甲0003 B0001 B0002 B0003

## 建築大工（大工工事作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014  
A甲0015 A甲0016 B0001 B0002 B0005 B0006 C0001 C0002 D0001

## かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001 B0001 C0002

## 配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020  
A甲0021

## 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0002 A甲0007 C0001 C0002

## コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0001 A甲0003 B0001

## 防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

A甲0001

## ガラス施工（ガラス工事作業）

B0001 B0002 B0003 C0001

## 機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0007 A甲0008 A甲0009 B0001

## 電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

A甲0001 B0001

## 金属材料試験（機械試験作業）

A甲0002 A甲0003

## 塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0001 A甲0002 D0001

金属溶解（鋳鋼誘導炉溶解作業）

A甲0002 A甲0003

義肢・装具製作（装具製作作業）

A甲0005

### 3級技能検定

機械検査（機械検査作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0009 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014

A甲0015 B0002 B0003 B0004 B0005 B0008 B0010 B0012 C0001 C0002 C0003 C0004

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0002

建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010

A甲0011 A甲0012

配管（建築配管作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011

A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018

### 単一等級技能検定

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

B0001

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年3月17日

島根県教育委員会教育長 藤原義光

#### 1 物品等の名称及び数量

島根県立情報科学高等学校マルチメディアシステム 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

#### 3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年2月25日

#### 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡秀則 島根県松江市西嫁島3丁目2番13号

#### 5 随意契約に係る契約金額

38,850,000円

#### 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 特例公告を行った日

平成21年 1月16日

8 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成21年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成21年 3月17日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成21年 3月23日（月）～同年 4月22日（水）

受付時間は、午前 8時30分から午後 5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、4月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4月15日（水）午後 5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	20名	警察本部又は県内の警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
女性	2名	

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 昭和50年 4月 2日から昭和62年 4月 1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認める者を含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成21年 9月30日までに卒業する見込みの者

イ 昭和62年 4月 2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成21年 9月30日までに卒業する見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第	平成21年 5月10日（日）	松 島根県職員会館	5月29日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を

1 次 試 験	受付時間 8:40～9:00	江 市	(松江市内中原町)	掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。
	試験時間(予定) 9:30～17:00	浜 田 市	島根県立大学 (浜田市野原町)	
第 2 次 試 験	6月下旬に松江市で実施する予定。			7月上旬に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。

## 5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容				
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験				
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">男</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸 囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">女</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね155センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね45キログラム以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> </td> </tr> </table>	男	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸 囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>	女	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね155センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね45キログラム以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
	男	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸 囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>				
	女	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身 長 おおむね155センチメートル以上</li> <li>・体 重 おおむね45キログラム以上</li> <li>・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>				
体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。					
特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。					
第 2 次 試 験	人物試験 (500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)				
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験				
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査				

験	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）
---	------	----------------------------------

対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上
	柔道	初段以上（講道館認定）
	剣道	初段以上（全日本剣道連盟認定）
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

## 6 受験手続

## (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

## (2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登録され、任命権者（島根県警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6か月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

## 8 給与

初任給は、平成21年4月1日現在、大学卒22歳で月額197,200円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合（6%）の減額措置を実施している。

**正****誤**

平成20年 5 月13日付け島根県報第1,982号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	下から12	338から400まで	338、339、400